

白馬村景観計画（素案）への意見まとめ

書面審査期間：令和4年2月17日(木)～令和4年3月1日(火)

資料 1

番号	意見書提出者名	指摘箇所（資料頁）		●指摘事項 『赤字』は指摘箇所	●事務局の考え方 『修正文章案』
		A3サイズ	A4サイズ		
0	事務局	全体			●「白馬村」を「本村」「村」、「まちなみ」はひらがなに統一します。
1	柳沢委員	冒頭		●まずは“白馬の景観”をわかりやすく示すことが必要ではないでしょうか。 ●景観育成には、開発事業者との目指すべき景観（イメージ）の共有が大切で、細かい基準は、それを具体化したものという位置付けだと思います。	●序章「1. 景観計画策定の背景と目的」に白馬村の景観の概要やその成り立ちについて記載してあります。
2	尾上委員	2/39	第1段落	1頁 第1段落 『本村は、白馬岳を盟主とする北アルプス白馬連峰という魅力的な山岳に抱かれ、 <b>松川、平川などの清冽な流れが豊かな扇状地を形成して水田が作られ</b> 、人々の生活を豊かに育みながら現在の田園景観を形作っています。また、塩の道と呼ばれる千国街道などの街道沿いには集落が築かれ、 <b>地域の歴史や生活文化</b> に根差した <b>佇まい</b> を見ることが出来ます。』	●ご指摘の通り修正いたします。
3	尾上委員	2/39	第2段落	1頁 第2段落 『日本を代表する <b>山岳、スノーリゾート</b> として大きな発展を遂げてきた本村は、スキー場やジャンプ競技場が村内の至る所から望むことができる <b>特徴的</b> な景観を有し、観光地としてホテルや民宿が立ち並びまちなみや、緑に囲まれた別荘地も <b>豊かな景観の一部</b> となっています。』	●ご指摘の通り修正いたします。
4	尾上委員	2/39	第3段落	1頁 第3段落 ●読点が多いとブツブツと切れた印象を与える。 『さらに、近年は世界に注目されるリゾートエリアともなり、国内外から来訪者を多く迎えるようになりました。また、スノーシーズンだけでなくグリーンシーズンの誘客にも力を入れており、四季を通じたアウトドアの聖地としても世界的に認知されてきたことから、魅力的な山岳自然景観や歴史・生活文化の景観も注目されるようになりました。』	●読点の削除 ●ご指摘の通り修正いたします。
5	尾上委員	2/39	第4段落	1頁 第4段落 ●意味が不明確である。 『一方、世界的な注目と同時にこれまではない斬新で多様な感覚を用いたデザインや色使いの建物も建設されています。このような建物も、「国際的なリゾート」を目指す本村においては、基準の範囲内で許容することも必要です。』	●近年見られるようになった、特徴あるデザインの建物も村の景観の特徴であることを表現しました。以下のように修正します。 『一方、世界的な注目と同時に、これまではない斬新で多様な感覚を用いたデザインや色使いの建物も建設されています。このような建物も新しい村の景観の一部であり、旧来からの集落景観との共存も特徴のひとつといえます。』
6	尾上委員	2/39	第5段落	1頁 第5段落 ●読点が多いとブツブツと切れた印象を与える。 『これらの景観要素が相互に関係し合いながら、白馬連峰や白馬盆地の西側に位置する前山が、類まれなる中・遠景を形成することで、これらを景観とした近景が生まれ、それを育み、活かしていくことは私たち共通の願いとなりました。』	●読点の削除 ●ご指摘の通り修正いたします。
7	尾上委員	2/39	第6段落	1頁 第6段落 『また、村内各所にみられる樹木は、長い年月をかけて成長し、山岳景観、山林集落景観等を構成する重要な要素となっており、別荘地や観光施設周辺などでは魅力ある景観の要素という性格も併せ持っています。 <b>これらの樹木を守り、適正に管理</b> していくことで、村の景観をより良いものにしていくことも大きな命題の一つです。』	●ご指摘の通り修正いたします。
8	尾上委員	2/39	第7段落	1頁 第7段落 『本村では、景観を「将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえで必要不可欠なものであり、子孫に <b>伝えていく大切な財産</b> 」と位置づけ、……「国道147号・148号沿道景観育成重点地域」が指定されたことで、相互に補完しあいながらこれまで景観行政が <b>進められてきました</b> 。』	●以下のように修正します。 『本村では、景観を「子孫に伝えていく大切な財産であり、将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえでも必要不可欠なもの」と位置づけ、……「国道147号・148号沿道景観育成重点地域」が指定されたことで、相互に補完しあいながらこれまで景観行政が進められてきました。』
9	柳沢委員	2/39		●景観の定義が、今の記載だと“観光資源・経済基盤として必要不可欠だから大切な財産である”かのように読めます。（従前からこの記載のようなですが）倒置して、 <b>「子孫に伝える大切な財産であり、将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえでも必要不可欠なもの」</b> としてはいかがでしょうか。	
10	尾上委員	2/39	第8段落	1頁 第8段落 ●主語がはっきりとせずに文章がきちんとつながっていない。もう少し明解な文章に直す方が良いのではないかと。 『白馬村景観計画は、これまで個々に取り組んできた景観づくりから、村全体の一体感あるまちづくりの取り組みとするため、良好な景観づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにします。白馬村らしい景観を、村民自らが共有財産として認識し次世代に継承するため、村民、事業者、行政等の適切な役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、豊かな自然と人々の生活、観光産業が調和した、心地よさが感じられるまちづくりに持続的に取り組むことを目的とします。』	●以下のように修正します。 『白馬村景観計画は、これまで個々に取り組んできた景観づくりを、村全体の一体感ある取り組みとするため、良好な景観づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにした計画です。本村らしい景観を、村民自らが共有財産として認識し次世代に継承するため、この計画に基づき村民、事業者、行政等が適切な役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、将来も豊かな自然と人々の生活、観光産業が調和し、心地よさを感じられることを計画の目的とします。』
11	柳沢委員	4/39		3～4頁 ●地形断面図は、南⇒北、又は北⇒南 の順としてはいかがでしょうか。	●ご指摘の通り白馬岳、唐松岳、五竜岳の順に修正します。
12	柳沢委員	5/39		6頁 ●眺望点の項目に太陽光発電設備の要綱・ガイドラインの記載がありますが、道路後退等は(眺望ではなく)一般景観を意図しており、他の項目欄に記載した方がよいのではないのでしょうか。 『この観光資源である眺望を守るため、長野県では眺望点に関する届出を求めており、また、村では太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱やそのガイドラインにより、設置する地域の理解や道路境界や隣地境界からの後退、植栽や不透透性のフェンスによる目隠しの設置を求めており、今後も継続する必要があります。』	●ご指摘箇所について削除します。

白馬村景観計画（素案）への意見まとめ

書面審査期間：令和4年2月17日(木)～令和4年3月1日(火)

資料 1

番号	意見書提出者名	指摘箇所（資料頁）		●指摘事項 『赤字』は指摘箇所	●事務局の考え方 『修正文章案』
		A3サイズ	A4サイズ		
13	柳沢委員	6/39 7/39	10頁	●シンボル景観について、P6ではスキー場のみ記載されていますが、P7の図ではスキー場と山頂が記載されており、整合していません。	●6/39 (10ページ)に「山頂」に関する記述を以下のように追加します。  『■本村を特徴づける山頂 本村の象徴的な景観として北アルプス連峰が位置しています。この北アルプス連峰には多くの山頂が含まれ、それぞれの山頂は白馬連峰を語る際の目印となっています。 また、東山においても、市街地から見通すことの出来る山頂は、ランドマークとなっています。 これらの山頂は、白馬村を特徴づける景観の重要な要素となっています。』
14	伊藤委員	8/39	第1段落 13頁 第1段落	『私たちが住む白馬村は、海外も含めた国内外からの移住者や観光客が増えました。これまでの先人たちが長い年月を費やして、北アルプスの美しい山々を背景とした唯一無二の景観を守ってきました。近年は、開発の歴史の上に新しい街並みとしての整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが入り交じりながら独自の景観が育まれています。』	●ご指摘の通り修正いたします。「海外も含めた」は重複しますので削除します。  『私たちが住む白馬村は、国内外からの移住者や観光客が増えました。これまでの先人たちが長い年月を費やして、北アルプスの美しい山々を背景とした唯一無二の景観を守ってきました。近年は、開発の歴史の上に新しい街並みとしての整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが入り交じりながら独自の景観が育まれています。』
15	尾上委員	8/39	第2段落 13頁 第2段落	『私たちは、白馬村の良好な景観を村民共有の財産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志のもと、村民、事業者及び行政が一体となって魅力ある景観を形成し、次世代へと引き継いでいくために、基本理念を次のとおり掲げます。』	●「本村」を「白馬村」へ修正とのご指摘ですが、「本村」に統一しますので、このままとします。
16	丸山(勇)委員	8/39	13頁	●基本理念について、以下に修正したらいかがか。  「皆で守り・育み・活かす かけがえのない白馬の景観づくり」  「みんな」はくださった表現と私は思います。どうしても「みんな」が良ければ、繰り返さない。	●策定委員会でご検討をお願いします。
17	丸山(勇)委員	8/39	第4段落 13頁	●【みんなで守り】を【守る】に修正。	
18	丸山(勇)委員	8/39	第5段落 13頁	●【みんなで育み】を【育む】に修正	
19	丸山(勇)委員	8/39	第6段落 13頁	●【みんなで活かす】を【活かす】に修正	
20	柳沢委員	8,9/39	13頁	●何を“守り”“育み”“活かす”のか、を明確にした方がいいと思います。 ●基本理念と目標像との記載事項が整合しておらず、表現も曖昧です。（ここが不明瞭だと、結局、守れず、育めず、活かせなくなる気がします。） ●次の区域設定、地域区分ごとの方針に繋がるような、“白馬村が目指す景観の全体像”がわかるような記載が必要ではないでしょうか。	
21	尾上委員	8/39	第4段落 13頁	『【みんなで守り】 本村には、先人から守り継がれた「かけがえのない自然景観」や、歴史・文化など人の営みが生み出した「歴史的な景観」があります。 これからも、この白馬らしい景観を「みんな」で守っていきます。』	●ご指摘の通り修正いたします。
22	伊藤委員	9/39	目標像2 14頁	『本村には古くから千国街道や山間の道沿いにいくつもの集落が設けられ、人々の暮らしを「育んで」きました。大きな茅葺屋根の民家、集落に点在する神社と林、棚田などには、今なお歴史や文化を感じさせる景観が残っています。』	●ご指摘の通り修正いたします。
23	柳沢委員	9/39	目標像2 14頁	●目標像2の最後の段落～文言が重複しているように見えます。  <修正例> 白馬村では、村民の、そしてそれぞれの区域ごとの「生活文化・歴史の景観」を育み続けています。	●前段の文章をまとめる文章として記載しています。段落の最初に以下のように接続詞を追加します。  『このように本村では、村民の生活や歴史的な景観を守るだけでなく、それぞれの区域ごとに「生活文化・歴史の景観」として景観を育み続けています。』
24	伊藤委員	9/39	目標像3 14頁	『白馬村の市街地は、駅周辺に商業施設やオフィスが点在し、その周囲に低層を基調とした住宅地等がコンパクトな町並みを形成しています。』	●「まち並み」を「町並み」へ修正とのご指摘ですが、「町並み」は「まちなみ」に統一します。

番号	意見書提出者名	指摘箇所（資料頁）		●指摘事項 『赤字』は指摘箇所	●事務局の考え方 『修正文章案』
		A3サイズ	A4サイズ		
25	尾上委員	9/39	目標像3	14頁	●以下のように修正します。 『本村の市街地は、駅周辺に商業施設やオフィスが点在し、その周囲に低層を基調とした住宅地等がコンパクトなまち並みを形成しています。このコンパクトな市街地の中には建物や街路、広場などまとまった景観や、地域の生活に生まれ大切にされた歴史文化などの景観は、住む人、訪れる人を大切にしている村であるという心地よさを感じさせ、人々の生活を豊かにしています。』
26	丸山(勇)委員	9/39	目標像3最終行	14頁	●以下に修正。 『白馬村では、「守り 育む <b>活かす</b> 景観」こそ <b>サステイナブルな最も大事な観光資源との認識を共有し</b> 、多くの観光客のおもてなしに活かし続けています。』
27	柳沢委員	11/39		16～33頁	●表中に、7つの種類の景観特性（又は想定するイメージ）の記載があると、開発事業者との意識共有がしやすいと思います。 ●法による必須事項とそれ以外に計画書の構成を分けています。15/39～18/39（21～33頁）に「景観・土地利用の特性」「景観づくりの基本方針」として、景観特性及び目指すべき方向性を示しています。
28	柳沢委員	11/39 12/39		17～18頁	●景観育成重点地区について、2)では「住民合意又は住民提案により審議会の審議を経て指定」するとしていますが、3)では、眺望道路を指定することとしており、なぜ道路軸のみ住民合意等なく指定するかについて、説明が必要ではないでしょうか。 ●「2)景観育成重点地区指定の方針」では、住民協定地区等、今後、指定する際の方針を示しています。また、「3)景観育成重点地区の指定」では、本計画立案時に「2)景観育成重点地区指定の方針」に基づき委員会等での検討を基に指定する「景観育成重点地区」について示しています。 ●道路軸については、今後パブコメにて住民へ公表し、景観審議会等を経て指定という過程を踏むことを予定しています。
29	丸山(勇)委員	36/39	(2)	49頁	●以下に修正。 『（2）沿道における景観保全に関する事項 近年、モータリゼーションの進展と <b>高速交通網の整備</b> に伴い、多くの観光客は <b>乗用車やバスを利用して</b> 白馬を訪れています。 <b>まず目の当たりにするのは沿道景観です。路肩に雑草が繁茂する様は景観を台無しにします。しかし</b> 、沿道の草刈り等、手入れが行き届かない場所も散見されます。 観光客が本村を訪れ、最初に目にする道路沿道の景観について、適正な維持管理を行うことが求められます。 <b>最も官民あげて取り組めるのが「草刈り」です。あるいはそこから一步進めて花々を植栽すればさらに「おもてなし」につながります。</b> そこで、アダプトシステムなど、住民との協働など新たな形態の沿道の維持・管理について、 <b>まずは行政が音頭を取り手がけることから</b> 充実を図ります。』 ●以下のように修正します。 『近年、車社会の進展と高速交通網の整備に伴い、多くの観光客は自動車やバスを利用して本村を訪れています。その中でまず目に飛び込むのは、遠くの山岳景観と近くの沿道景観です。しかし、手入れが行き届かず雑草が繁茂する沿道の様子は象徴的な遠景をも阻害してしまうため、これら道路沿いの土地について適正な維持管理を行うことが求められます。 沿道の草刈りや花々の植栽等地域をあげた取り組みは、本村を訪れる多くの人々への「おもてなし」につながることから、官民協働による維持・管理体制を充実し、沿道景観の保全を図ります。』
30	丸山(勇)委員	36/39	追加	49頁	●以下を追加。 『（3）里山の手入れに関する事項 村が指定する景観重要樹木だけでなく、山岳地域以外の全てのエリアにおいて、身近な里山の森、あちこちに残る雑木林も景観を形成する大切な要素です。樹木は長い年月をかけて成長し、山麓景観の主演となっています。 近年、里山は荒れています。その結果として景観への影響ばかりでなく、棲み分けが崩れた結果、熊、イノシシ、鹿、猿などの野生生物が頻繁に人家や田畑に出没し、農作物を荒らし、時に人編の脅威ともなっています。 農地同様、山林管理をする人手不足も深刻ですが、計画的に下草刈りや間伐、枝打ちなどの手を入れることは必要です。 同時に開発事業においては、可能な限り樹木の皆伐を避け、計画を立ててから、伐採が必要なものだけを切ることが求められます。やむなく皆伐した場合は、新たに植樹する緑化計画を立てることとします。』 ●（3）と（4）を合体した修正とします。 『（3）里山の手入れと植樹・緑化に関する事項 山岳地域以外の身近な里山風景や、各所の雑木林も本村の景観を形成する大切な要素です。樹木は長い年月をかけて成長し、山麓景観の主演となっています。 一方で近年里山は荒れています。その結果として景観ばかりでなく、有害鳥獣による人家や農作物への影響も深刻な状況です。 山林を管理するための人手不足を解消し、下草刈りや間伐、枝打ちなど計画的な手入れにより、山麓景観を保全していくことが重要です。 同時に開発事業においては可能な限り樹木の皆伐を避け、伐採を最小限とすることが求められます。やむなく皆伐する場合は、開発事業者の責において新たな植樹・緑化に努めるとともに、個人住宅等を建設する場合においても、敷地内への樹木（広葉樹）の植栽や芝生・花壇の設置を促し、潤いあるまちなみ保全を図ります。』
31	丸山(勇)委員	36/39	追加	49頁	●以下を追加。 『（4）植樹あるいは緑化に関する事項 出来るだけ樹木を残すことは、開発事業における場合だけでなく、個人が住宅を建設するケースにおいても同様です。可能な限りそのように努めることとします。 しかしながら、更地に建てる場合や、やむなく皆伐しなければならなかった場合は、新たに広葉樹を中心にして樹木を植栽し、それも不可能なら芝生を植えるか、花壇を作ることとします。 僅かの緑であっても、あるとないのでは景観への印象が違います。そういった個々での緑化が、潤いある街並みの形成につながります。』
32	丸山(勇)委員	36/39	追加	49～50頁	●以下を追加。 『（5）太陽光発電システム（ソーラーパネル）に関する事項 ゼロカーボン社会を目指す上で、再生可能エネルギーの確保は決め手の一つとされています。しかし、建物の屋根を利用したソーラーパネルは別として、眺望景観が命の本村においては、地上設置型のソーラーパネルは、景観的には決して好ましいものではありません。 全国で反対運動までになっている森林を皆伐してのソーラーパネルの設置は、敷地の大小を問わず認めません。 農地を転用しての設置や、集落周辺の空き地を利用した設置においては、地区の同意を原則とします。 なお、同意を得た設置事業においては、景観的な負担を軽減するため、周囲を樹木で囲み、できるだけ直接目に触れないよう計画するものとします。』 ●以下のように修正します。 『（5）太陽光発電システム（ソーラーパネル）に関する事項 ゼロカーボン社会を目指すうえで、太陽光発電システム（ソーラーパネル）の設置は大きな期待を背負っています。 一方で、地上設置型のソーラーパネルは、眺望景観を重要と捉える本村においては、決して好ましいものではありません。特に森林の皆伐や無計画な農地転用による設置は、規模の大小を問わず特に配慮が必要です。 「白馬村太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱」やそのガイドラインに基づき、周辺地域との協議が整った上での設置を前提とし周辺景観と調和させるため、周囲を樹木で囲むなど適切な景観対策を講じ直接目に触れないよう努めるものとします。』